

## こどもまんなか社会推進特別委員会調査報告書

### 【調査概要】

全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送るため、常に子供の視点に立ち、子供の利益を第一に考えるこどもまんなか社会の実現が求められている。

国においては、令和5年4月に、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども基本法を施行するとともに、こどもまんなか社会の実現を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設した。また、令和5年12月には、子供施策に関する基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱、子育て・若者世代の所得を増やすこと、社会全体の構造や意識を変えること、全ての子供と子育て家庭を切れ目なく支援することを基本理念としたこども未来戦略が閣議決定された。さらに、子供や子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子供や子育て家庭を応援するという社会全体の意識改革を後押しするこどもまんなかアクションを展開している。

本市においては、平成27年3月に、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進計画である「おかざきっ子 育ちプラン」を策定し、現在は、子どもの貧困対策推進計画の内容も盛り込んだ計画として、誰もが安心して子供を産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んでいる。また、令和3年4月に、不登校、ひきこもりなど社会生活を営む上での困難を抱える若者の相談窓口として若者サポートセンターを設置し、令和4年10月には、新たに子ども・若者総合相談センターを開設して相談機能を拡充している。さらに、令和5年8月に、こども家庭庁が掲げるこどもまんなかの趣旨に賛同して、その取組を応援するこどもまんなか応援サポーターとなることを宣言し、子育て支援においては、当事者となる子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるよう取組を進めている。

これらを踏まえ、本委員会は令和5年11月にこどもまんなか社会の推進に関する事項を付議事件として設置されて以来、次のとおり調査・研究を重ねてきた。

- ・令和6年1月 こども施策における国の動向と本市の取組について説明を受け、質疑応答を行った。  
委員会の今後の取組について協議した。
- ・令和6年2月 子ども・若者支援における本市の取組について説明を受け、質疑応答を行った。  
委員会の今後の取組について協議した。

- ・令和6年4月 菊川市こども・わかもの参画宣言について、静岡県菊川市を調査した。
- ・令和6年5月 こども大綱・こども未来戦略・こどもまんなかアクションについて、こども家庭庁を調査した。  
子どもの参画推進事業について、東京都町田市を調査した。

## 【まとめ】

1 これらの調査・研究を踏まえ、各委員から出された意見は次のとおりである。

### (1) 推進体制について

- ・行政においては、子ども・若者が考えて決めたことを実現できるように共に考える姿勢と、大人が一生懸命に取り組むプロセスを子供に見せることが大切である。
- ・こども計画の策定は多くの部署にまたがる事案であり、関係部署が歩調を合わせて進める必要があるため、それを担保し、制度として推進できるようなシステム（条例など）が必要である。
- ・今後、多くの関係部署がこどもまんなか施策を実施していくことから、関係部署から職員を集めてプロジェクト組織を編成する必要がある。
- ・教育委員会やこども部など管轄が異なる部署での議論の進め方を決定されたい。
- ・本市の課題の抽出と重点事項を決定し、どの分野において施策を充実させていくのかという方針を早急に示されたい。
- ・既存事業の整理、発信、改善だけでなく、新しい国の動きに対する本市の新たな指針や施策の議論と、施策の決定から実現までを、スピード感を持って対応されたい。
- ・各部署の市職員がこどもまんなかの視点を持って、それぞれの施策を実行するような意識改革をされたい。
- ・事業の実施においてこども家庭庁と連携していくことで、より大きな成果を生み出されたい。

### (2) 意識の醸成について

- ・子供中心の地域づくりを市内各地域から始めることができなければ行政の絵空事となるため、市民全員がこどもまんなか社会の重要性を理解し、応援してもらえるような情報の告知を強化されたい。
- ・子供に様々な世代の人が関わり、子供を含めてみんなで地域を考えること、また、子供政策に限らず、未来のための政策や地域づくりを子ども・若者中心に考えることが重要である。

- ・行政主導ではなく、民間団体、地域団体、大学、企業、地域の事業主など、多くの強い連携、応援をもって各取組を検討されたい。
- ・庁内外の関係機関との連携を密にするための横串組織を設立し、市民社会との積極的な対話、協働を図り、意識を点（自治体）から面（地域の企業・団体ぐるみ）へ広げる取組をされたい。
- ・（仮）こどもまんなか条例を制定し、こどもまんなか宣言や新こども計画の内容を制度的に担保するとともに、施策の推進を図り、市内のあらゆるヒト、コト、トコロでこどもまんなかアクションが展開され、点から面への広がりを目指されたい。
- ・こどもまんなかアクションの点から面への広がりを目指す場合、市がこどもまんなか宣言を行い、市の考えに賛同してくれる各種団体や企業事業所または個人にこどもまんなか応援サポーターとしてアクションを展開してもらうというスキームを構築されたい。

### (3) 子供の意見反映について

- ・こどもまんなか社会の実現には、まずは子供の意見を聴き、聴いた意見を子供と一緒に取り組んでいくことが重要である。
- ・子供の意見を聴く場においては、子供たちが大人の顔色をうかがうことなく、自分たちの意見を言ってよいと思える雰囲気づくりが必要である。
- ・当事者目線に立っての意識調査やワークショップの開催などを若者が自ら進めることは、誰のために必要なことかを大人が一方的に押しつけるのではなく、自分たちにとって必要なことであり、他人事ではないことを自覚してもらうために必要である。
- ・子ども・若者が自らの意見を述べることは、大人を相手に対等に話せるようになったり、プレゼンテーション能力が向上するなど、子ども・若者自身の成長につながる効果があることや、大人と子ども・若者が共に学び合う場所にもつながり、世代間の人的な交流や活性化にも役立つため、取り入れていく必要がある。
- ・市内各所（東西南北）で子ども・若者が集まりやすい場所を設定して開放した後、子ども・若者会議を実施されたい。ハードルを高くせず、ざっくりぼろんな内容とし、まずは幅広い子ども・若者の意見を聴取できる環境を早急に整備されたい。
- ・多世代交流拠点や各学区の市民ホームにおいて、各地域で、地域課題や未来の地域づくりなど身近なテーマで、まずは月1回、定期的に地域づくりミーティングを開催されたい。
- ・持続可能な子ども・若者の市政への参画の仕組みづくりとして、集まりやすい

場所づくりや、地域や学校での参画の場、高校生まちづくりプロジェクトなどの多様な場を設け、段階的でもよいので、子ども・若者の参画機会を創出されたい。

- ・世代や分野を越えた地域共生社会の実現に向け、本市の魅力の発信や地域活動に参画する高校生まちづくりプロジェクトがあるため、このような既存の組織などを生かして、子ども・若者の意見をこども計画に反映させていく取組を推進されたい。
- ・こども計画の策定に当たり、計画の対象となる子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることができる仕組みが必要である。
- ・子供の幅広い意見を吸い上げるために、学校（教育委員会）と協力して出前型のワークショップの方法を検討されたい。
- ・子供の意見を取り入れるために新たに事業を立ち上げずとも、既存事業の協議体の構成委員に子供を入れることで子供の視点を取り入れることも検討されたい。
- ・新たな意見聴取の仕組みをつくることも必要だが、既存の仕組みを工夫することでこどもまんなかの実践につながるものについては早急な取組をされたい。
- ・子供に関することは当事者にも意見を聴くということが、市役所内の各部署において当然のこととされたい。
- ・子ども・若者の意見を反映させる施策を行うためには、広く深い知見のある者を受け入れ、進め方の意見を参考にできる体制と明確な組織づくり（協議体等の設置）が必要である。
- ・子供の意見を聴く場を運営するコーディネーターは、市職員だけでなく、市内のNPO法人や実績のある団体など、コーディネーター組織が参画することが重要である。
- ・子ども・若者、子育て当事者の意見を聴く場においては、参加者の意見をいかに引き出すかがポイントであり、ファシリテーターの資質が問われるため、今後、ファシリテーターの養成が必要である。

2 上記1の各委員から出された意見を踏まえ、委員共通の意見を本委員会の提言として次のとおり取りまとめた。

- ・子ども・若者施策の推進に当たっては、庁内関係部署が連携し、今後の展開に応じて横断的な組織体制を構築されたい。また、行政主導だけではなく、産官学民の連携により施策を推進する取組も検討されたい。
- ・子ども・若者施策の推進を担保するために条例を制定するとともに、条例の制定を契機として、こどもまんなかの意識を点（行政）から面（市民、民間事業者等）へ広げる取組をされたい。また、条例の制定検討に当たっては、当事者である子

ども・若者の意見を聴取する機会を設けられたい。

- ・持続可能な子ども・若者の市政への参画として、既存の事業や仕組みを生かし、多様な場で子ども・若者の参画機会を創出されたい。

以上をもって、本委員会の1年間の調査報告とする。

なお、市においては、上記2で取りまとめた委員会の提言について、積極的に取り組まれることを強く要望する。